

生活福祉委員会

送付 2 1 - 1 6

償却資産に係る固定資産税の改正要望についての
意見書の提出を求める陳情

受付年月日 平成 2 1 年 1 0 月 5 日

陳 情 者 千代田区神田錦町 3 - 1 7 - 2
社団法人 神田青色申告会
会 長 岩野 博

陳情書

【陳情の要旨】

償却資産に係る固定資産税の改正要望について、地方自治法第99条の規定により、貴議会が国に対して、意見書を提出されるよう陳情いたします。

- 1 償却資産に係る固定資産税について、免税点を基礎控除に改めるとともに、控除額を大幅に引き上げること。
- 2 償却資産に係る固定資産税について、申告期限を3月15日とするとともに、所得税の確定申告を行った場合には、償却資産税の申告書の提出を省略できるようにすること。

【陳情の趣旨】

- 1 償却資産に係る固定資産税について、免税点(現行150万円)を基礎控除に改めるとともに、控除額を大幅に引き上げること。

償却資産に係る免税点の150万円は、平成3年に定められ、既に20年近く経過しており、その間の経済価値は大幅に上昇しているうえ、極めて小規模な設備等も課税の対象となっており、また、小規模事業者を取り巻く環境は、世界的な経済状況の悪化により危機的な状況にあり、さまざまな危機に晒されています。

つきましては、小規模事業者の税負担を少しでも軽減するために、免税点を基礎控除に改めるとともに、控除額を大幅に引き上げるよう要望いたします。

- 2 償却資産に係る固定資産税について、申告期限(現行1月31日)を3月15日とするとともに、所得税の確定申告を行った場合には、償却資産税の申告書の提出を省略できるようにすること。

償却資産の申告期限は1月31日までであり、一方、所得税の確定申告の申告期限は3月15日までとされ、多くの小規模事業者はこの申告期限をもとに、決算と申告の準備を進めています。

また、償却資産の申告事項と所得税の決算書の記載事項は、ともに共通している事項となっています。

つきましては、小規模事業者の事務負担を軽減するとともに、申告しやすい環境を整えるため、申告期限を3月15日とするとともに、所得税の確定申告を行った場合には、償却資産税の申告は省略できるようにすることを要望いたします。

以上の要望につきまして、貴議会が地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

平成21年10月5日

千代田区議会議長 桜井 ただし 殿